

外国人の在留資格・出入国在留管理制度について



Facebook

大阪入管マスコットキャラクター「えんトラくん」

大阪出入国在留管理局 在留支援部門
(令和8年4月作成)



転載禁止

出入国管理及び難民認定法（入管法）とは？

入管法は以下の2つを目的としています（法第1条）。

- 日本に入国し、又は日本から出国する全ての人の出入国及び日本に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること。
- 難民の認定手続を整備すること。

外国人の出入国及び在留の管理は「在留資格制度」を基調として実施しています。

出入国及び在留の公正な管理とは

外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の入国・在留の阻止をバランスよく適正に実現させることを意味するものです。この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯した外国人等に対しては厳正に対処することとしています。

また、平成30年12月14日に公布された入管法等改正法（平成31年4月1日施行）により、法第1条の入管法の目的に「本邦（日本）に在留する全ての外国人の在留」という文言が新たに明記されており、以後外国人の受入環境の整備（在留支援）についても国として取り組んでいくこととなります。





転載禁止

在留資格制度とは？

外国人が行うことができる活動等をあらかじめ類型化し、いかなる活動等であれば入国・在留が可能なのかを明らかにする仕組みを「**在留資格制度**」といいます。

日本に入国・在留する外国人は、原則として入管法に定める**在留資格**のいずれかを有することが必要です。

在留資格 = 外国人が日本に在留するための法的地位

在留期間 = 在留資格が有効となる期間

⇒ 3月を超える在留期間（一部例外あり）



中長期在留者 = 在留カード発行



在留資格の一覧

外国人が「何(活動)をするか」がポイント。

外国人が「どのような身分であるか」がポイント。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人 ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。
※ 赤字斜体字の在留資格については、上陸基準省令の適用があるもの。

（注1）平成31年4月1日から
（注2）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

「家族滞在」の扶養者となる

「2号」のみ家族帯同可能



転載禁止

上陸審査（外国人の上陸審査手続）

上陸審査とは



上陸審査手続の流れ

入国事前審査

上陸審査手続の迅速化及び簡易化のため、**在留資格認定証明書**制度を設けており、この制度により、入国前に在外公館で行う査証（VISA）の発給手続の迅速化が図られています。



上陸審査



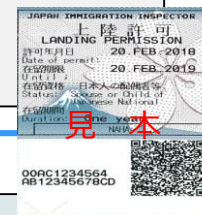
- ①外国人は旅券と査証（VISA）を持って日本に来ます。
- ②日本へ着いた外国人は、上陸申請を行います。
- ③入国審査官が旅券・査証・E Dカード・入国目的等に基づいて、上陸を認めてよいか審査します。



上陸許可

審査の結果、上陸が認められると、外国人の旅券に上陸許可の証印をします。このとき、中長期在留者となった方には、空港で在留カードが交付されます。

上陸許可証印 →



上 陸

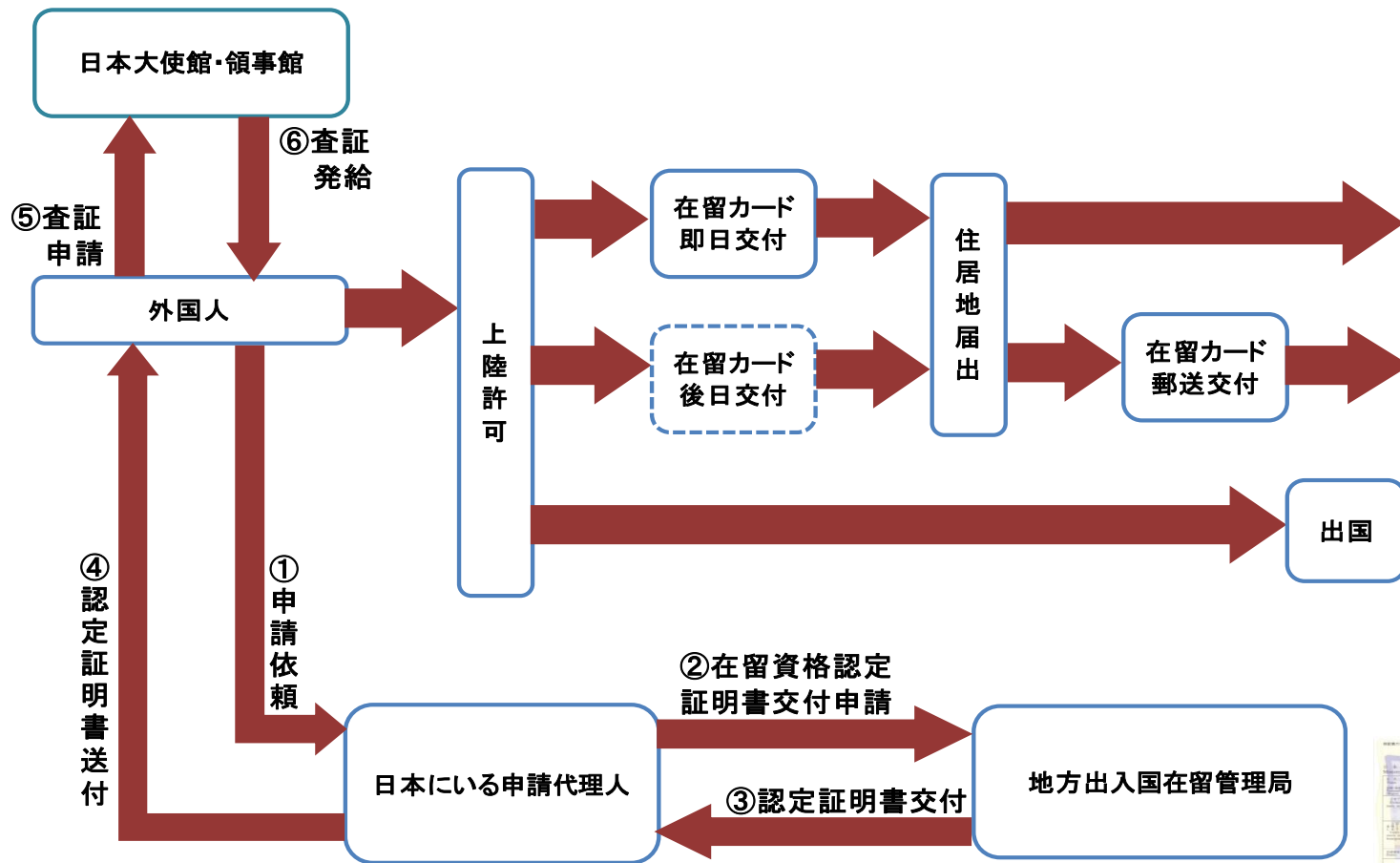


入国と上陸

入管法上は、日本の領域（領土、領空、領海）に入ること「**入国**」、日本の領土に足を踏み入れることを「**上陸**」という概念で分けています。日本の場合、領土は全て海に囲まれていることから、「上陸」の前段階として「入国」が必ず存在することとなります。「入国」には船舶による場合（領海を通過しての入国）と航空機による場合（領空を通過しての入国）の2つの形態が存在し、船舶や航空機が日本の海港や空港に到着してもその中にとどまる限りにおいては、いまだ「上陸」していないことになります。空港等に設けられている上陸審査場で上陸審査を受けて、上陸許可を受けることで、はじめて日本の地に足を踏み入れ在留することができるのです。

上陸審査（外国人の上陸審査手続）

入国事前審査（在留資格認定証明書・査証申請）の流れ



査証（VISA）

出発前に海外にある日本の大使館や領事館で取得するもので、日本に入国する際には、原則としてその取得が求められており、外国人の旅券が有効であることの確認と、入国させても支障がないという推薦の意味があります。

在留資格認定証明書

日本に入国しようとする外国人の方が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格（「短期滞在」及び「永住者」を除く）に該当するものであるか等、上陸のための条件に適合しているかを事前に審査し、証明するものです。本証明書を提示・提出することにより、速やかに査証（VISA）発給や上陸許可を受けることができます。



● 在留審査

在留資格の変更

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に**在留資格変更許可申請**を出入国在留管理局で行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要があります（入管法第20条）。

たとえば・・・

日本人と結婚しました！

大学を卒業して日本での就職が決定しました！

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>

- パスポート
 - 在留カード ※ 交付を受けている場合
 - 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。6か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要）
 - 在留資格変更許可申請書
 - 予定する活動を明らかにする資料 など
- （参考）「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」



https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00058.html

- 手数料 6,000円（オンライン申請の場合5,500円）



在留期間の特例（特例期間）

在留資格の変更・更新の申請があった場合において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、当該在留期間の満了後も処分がされる時又は従前の在留期間の満了日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き外国人自身が申請時点で有している在留資格をもって日本に在留することが可能です。これを特例期間といいます。

このような特例期間が設けられたのは、申請時に有していた在留期間内に処分が行われない場合に、申請時の在留期間の経過により不法残留状態となることがないようにするためです。



転載禁止

就職までのスケジュール

1

内定



就職活動

2

在留資格変更
許可申請



4月入社は例年
12月1日から
受付開始

3

はがき受領



審査終了後、
入管から発送

4

在留カード受取



はがきに記載さ
れている必要な
ものを持って、
入管へ

5

就職



在留カードを受
け取れば就労可

● 在留審査

在留期間の更新

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格に基づく活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留することを希望する場合には、在留期限までに**在留期間更新許可申請**を行い、在留期間の更新許可を受ける必要があります（入管法第21条）。

たとえば・・・

大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で教えたいです。



そんなときは・・・

在留期限の**3か月前**から申請ができます。



出入国在留管理局

最寄りの入管局で更新手続きが必要です。

◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>

- パスポート
 - 在留カード ※ 交付を受けている場合
 - 顔写真1葉（縦4センチ×横3センチ。6か月以内に撮影したもの。16歳未満の方は不要）
 - 在留期間更新許可申請書
 - 予定する活動を明らかにする資料 など
- （参考）「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00058.html

- 手数料 窓口の場合は6,000円、オンラインの場合は5,500円



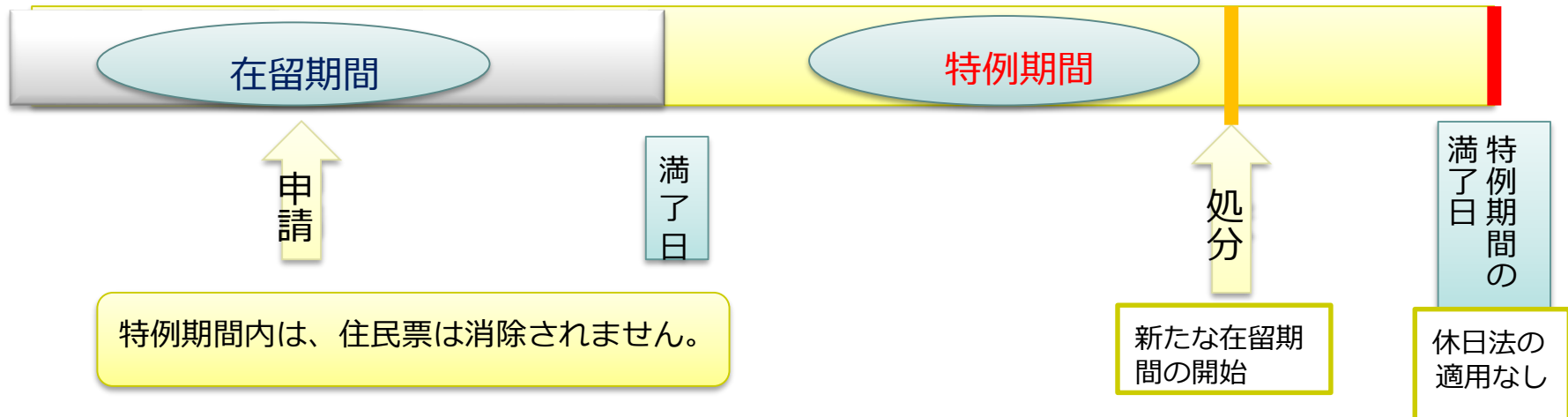


転載禁止

「特例期間」とは？

在留資格の変更許可申請
在留期間の更新許可申請
しか、適用されません！

- **在留資格の変更・更新の申請があった場合において**、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了日まで当該申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、当該在留期間の満了後も処分がされる時又は従前の在留期間の満了日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き外国人自身が申請時点で有している在留資格をもって日本に在留することが可能です。これを**特例期間**といいます。
- このような特例期間が設けられたのは、申請時に有していた在留期間内に処分が行われない場合に、申請時の在留期間の経過により不法残留状態となることがないようにするためです。



● 資格外活動許可（いわゆる「アルバイトの許可」）

在留資格を有する外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要があります。例えば、留学生が行うアルバイトは、本来の在留目的である教育を受ける活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可されます（入管法第19条第2項）。

※留学生については、原則として週28時間までの就労活動が認められますが、風俗営業店等での業務について、収入や報酬を得る活動はできません。また、資格外活動ができるのは、教育機関に在籍している間に限られます。

たとえば・・・

留学生※として日本に在留していますが、アルバイトをしたいな。



出入国在留管理局



①許可は最寄りの入管で受けられます。

そんなとき
は・・・

住居施設記載欄		
届出年月日	住居地	記載書名
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港區長
連絡先電話番号	住居施設管理責任者氏名(氏名)	
許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く	住居施設実地許可申請	

ただし・・・

原則週28時間以上は、
働きません。



風俗営業店等でのアルバイトはできません。

- ◎ 申請に必要なもの ※参照 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>

- パスポート
- 在留カード ※ 交付を受けている場合
- 資格外活動許可申請書
- 収入又は報酬を得ようとする活動を証する資料
- 手数料 無料



②許可を受けている場合は、
在留カードの裏面に記載があ
ります。

在留審査（在留資格に関する手続） ※在留中の外国人

※在留審査関係諸手続について

在留資格の変更の許可申請

在留目的を変更しようとするとき

例：留学生が卒業し就職

在留期間の更新の許可申請

在留期間を超えて、引き続き同じ在留目的で在留しようとするとき

永住許可申請

永住しようとするとき（現在留資格からの変更・出生した者等の取得）

在留資格の取得の許可申請

日本国籍離脱者・本邦出生子等が60日を超えて在留しようとするとき

再入国の許可申請

在留期限内に一時的に出国し、また日本へ戻ってこようとするとき

資格外活動の許可申請

認められていない収入・報酬活動を本来の活動を阻害しない範囲で行おうとするとき

その他の手続

就労資格証明書がほしいとき、日本人になったとき（在留資格の抹消）など

●在留管理制度における届出

所属機関等に関する届出

外国人本人による届け出（義務）

区分	在留資格	届出が必要な場合	届出事項	根拠条文	罰則
所属機関に関する届出	教授、高度専門職 1 号 ハ・2 号（ハ）、経 営・管理、法律・会計 業務、医療、教育、企 業内転勤、技能実習、 留学、研修	<u>活動を行う機関</u> の名称・所在地変 更、消滅、離脱、移籍	届出に係る中長期在留者の ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④国籍・地域 ⑤住居地 ⑥在留カード番号 ⑦事由に応じた届出事項	・入管法第 1 9 条の 1 6 ・入管法施行 規則第 1 9 条 の 1 5、別表 第 3 の 3	・入管法第 7 1 条の 2 第 1 号 （虚偽の届出） ・入管法第 7 1 条の 5 第 3 号 （届出義務違反）
	高度専門職 1 号イ・ ロ・2 号（イ・ロ）、 研究、技術・人文知 識・国際業務、介護、 興行、技能、特定技能	<u>契約機関</u> の名称変更、所在地変更、 消滅、契約終了、新たな契約締結			
配偶者に関する届出	日本人の配偶者等、永 住者の配偶者等、家族 滞在（注 1）	離婚、死別			

届出期間→届出事由が生じた日から **14 日以内**

届出方法→・出入国在留管理庁HPにおいてインターネットで届出

（別途「電子届出システム」利用者情報登録が必要）

- ・地方出入国在留管理官署への出頭
- ・東京出入国在留管理局在留調査部門への郵送

（注 1） 配偶者としての身分を有することが在留資格の基礎となっている者。

（注 2） 届出書参考様式は、出入国在留管理庁HP「出入国管理及び難民認定法関係手続
（<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>）」に掲載。



在留カードの記載事項

・氏名

※原則として、旅券のローマ字氏名で表記され、申出により漢字氏名も併記可能（漢字氏名を証明する資料が必要）ですが、**通称名は記載されません（特別永住者証明書も同様）**

・ 在留期間更新許可申請中又は 在留資格変更許可申請中である旨が記載されます。

※「特例期間」（入管法第20条第6項等）に留意

・ 生年月日、性別、国籍・ 地域

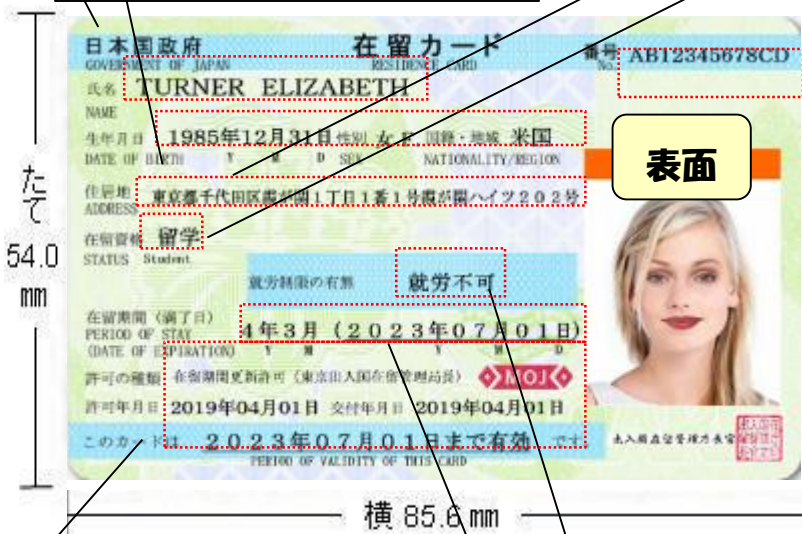
・ 住居地

・ 在留資格

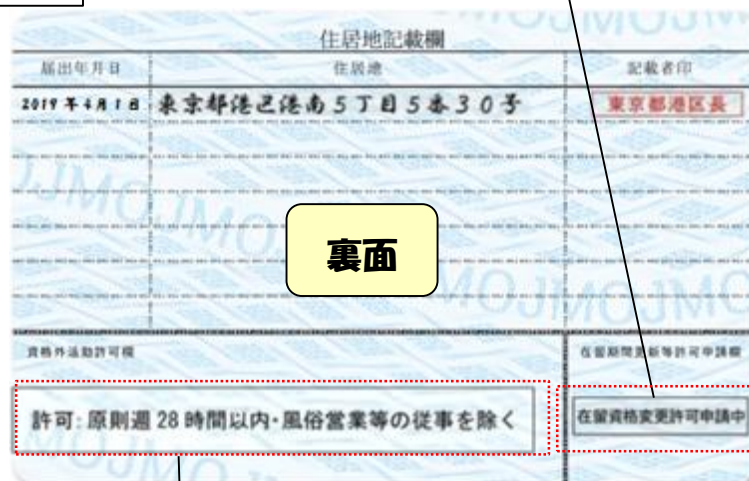
※申請を行った場合、申請に係る処分時又は在留期間の満了日から2か月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までには、在留カードは失効しない（在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日又はその前日となっている者を除く。）。

・ 在留カード番号

表面



裏面



- ・ 許可の種類
- ・ 許可年月日
- ・ 交付年月日
- ・ 在留カードの有効期間の満了日

・ 就労制限の有無

・ 在留期間及び在留期間の満了日

・ 資格外活動許可の概要

在留カードが変わります！

在留カードとマイナンバーカードが ひとつになったカードが利用 できるようになります！

Coming soon—A card that integrates residence card and
My Number card functions!

＼ 特定在留カード /
Specified residence card

令和8年
6/14
運用開始！
Launching on
June 14, 2026

在留カード
Residence Card

マイナンバーカード
My Number Card

出入国在留管理庁
マスコットキャラクター
イミグー
IMIGU
Immigration Services Agency mascot

希望する方は、特定在留カードを申請することができます！

※特別永住者の方も、マイナンバーカードとひとつになった「特定特別永住者証明書」を申請することができます。

You can apply for a specified residence card!

Note: Special permanent residents can also apply for a specified special permanent resident certificate that integrates the My Number card function.



マイナンバーカードに関する
お問い合わせはこちら
Inquiries about the My Number card:
<https://www.kojinbangou-card.go.jp/contact/tel/>



申請方法等、詳細については
当庁ウェブサイトをご確認ください
For details on how to apply and other info,
please visit our website.
<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>



世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定在留カード交付申請は、下記の手続きに併せて申請を行うことが可能です。
You can apply for a specified residence card while you do the one of the procedures below.

市区町村で At your municipal office



- 新規上陸後の居住地の届出
Notification of the Place of Residence After Newly Landing in Japan
- 居住地の変更届出
Notification of a Change of Place of Residence
- 在留資格変更等に伴う居住地の届出
Notification of the Place of Residence After a Change in the Status of Residence and Other Related Matters

※入管法に規定する居住地の届出を行ったとみなされる
場合に限りです。

Note: This only applies when you file an address notification as prescribed
by the Immigration Control and Refugee Recognition Act.

地方入管で At a regional immigration services bureau



- 在留期間更新許可申請
Application to extend the period of stay
- 在留資格変更許可申請
Application to change the status of residence
- 永住許可申請
Application for permanent residence
- 在留カードの有効期間の更新申請
Application to extend the valid period of the residence card
- 汚損等による在留カードの再交付申請
Application for reissuance of a residence card due to damage or soiling, etc.
- 交換希望による在留カードの再交付申請
Application for exchange of a residence card
- 居住地以外の在留カード記載事項の変更届出
Notification of Change of an Entry Other than the Place of Residence

Q & A



Q1 特定在留カードのメリットは何ですか。

What are the benefits of the specified residence card?

A1 特定在留カード交付を受ける場合、在留カードとマイナンバーカードに関する手続きが一度で済むようになります。このため、一部の手続きを除き、地方出入国在留管理局と市区町村の両方に行く必要がなくなります。

If you have a specified residence card, you can complete the procedures for Immigration and My Number card at the same time. In most cases, you will no longer need to visit both a regional immigration services bureau and your municipal office.

Q2 特定在留カードの取得は義務ですか。

Do I have to apply for a specified residence card?

A2 マイナンバーカードの取得が義務でないことと同様に、義務ではありません。
No. Just like the My Number card, it is not mandatory.

Q3 特に入管で申請を行う予定がないのですが、特定在留カードをもらうことはできないのでしょうか。

Can I apply for a specified residence card even if I have no other procedures to complete at the regional immigration services bureau?

A3 地方入管であれば、希望により在留カード再交付申請に併せて交付を申請することができます。

You can apply for a specified residence card at a regional immigration services bureau when applying to reissue your residence card.

Q4 特定在留カード交付申請を行えば、必ず特定在留カードをもらうことができますか。

Will all applicants get a specified residence card?

A4 個別の事情等により、通常の在留カードを交付する場合があります。

No. Depending on your circumstances, you may be issued a residence card.

Q5 在留申請オンラインシステムを利用する場合、特定在留カードをもらうことはできますか。

Can I apply for a specified residence card through the online residence application system?

A5 当面の間、在留申請オンラインシステムを利用される場合には、特定在留カード交付申請を受け付けることができません。
Not at this time.

Q6 特定在留カードを所持していれば、審査中に在留期間の満了日を過ぎて特別期間に入ってもマイナンバーカードとしての機能を利用できますか。

If my original period of stay expires during my renewal inspection and I am in the special period, can I still use my specified residence card as a My Number card?

A6 特定在留カードであっても、マイナンバーカードとしての有効期限は本来の在留期間の満了日までとなります。在留期限の満了日までに、市区町村で有効期限の変更手続きを行ってください。

Even if you have a specified residence card, the My Number card function is only valid until the expiration date of your original period of stay. Be sure to extend the period of validity of your My Number card at your municipal office before your original period of stay expires.

特定在留カード以外の通常の在留カードについても、
2026年6月14日交付分から券面記載事項が変わります。

The items listed on residence cards issued on June 14, 2026 and beyond will also change.

現行在留カード
Current residence card



新様式の在留カード
New residence card



※特別永住者証明書についても、同様に新様式に変わります。

Note: Special permanent resident certificates will also change to the new format.

「在留期間」、「許可の種類」、
「許可年月日」、「交付年月日」が
券面に記載されなくなります。
※これらの事項はICチップにのみ記録されるようになります。
ICチップは在留カード等読取アプリ
(無料)で確認できます。



The cards will not display the period of stay, type of permit, date of permit, and date of issue.
Note: Only the IC chip will contain these data items. You can check your data using Residence Card Checker, a free app for scanning your residence card's IC chip.



世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留カードが変わります！

令和8年(2026年)6月14日(日)から 在留カードと特別永住者証明書の デザインが変わります!!

Starting June 14, 2026,
The design of Residence Cards and
Special Permanent Resident Certificate
will change!!



すべて有効な証明書です!
All certificates remain valid!

下記の項目が券面に記載
されなくなります。
The cards will not display
the following items.

- 在留期間(「1年」「3年」など)
Period of stay (e.g., "1 year," "3 years")
- 許可の種類、許可年月日
Type of permit and date of permit
- 交付年月日
Date of issue

※ これらの事項はICチップにのみ
記録されるようになります。
Note: Only the IC chip will contain
these data items.



特定在留カード
Specified residence card



現在の在留カード
Current residence card



新様式の在留カード
New residence card



現在の特別永住者証明書
Current special permanent resident certificate



新様式の特別永住者証明書
New special permanent resident certificate

2026年6月14日から、
マイナンバーカードと
在留カードがひとつになった、
特定在留カードも始まります。

Starting June 14, 2026, the Specified
Residence Card --integrating the My
Number card function and the Residence
Card--will also be introduced.



特定特別永住者証明書
Specified special permanent resident certificate

在留カード等のICチップの確認方法について How to check the IC chip of your Residence Card, etc.

記載されなくなった項目を含め、カードの券面記載事項は引き続き在留カード等のICチップに記録されます。
偽造等の有無を確認するため、「在留カード等読取アプリケーション」をご活用ください。

Including the items no longer printed on the card, the card information will continue to be stored on the IC chip of the Residence Card, etc.
To check for possible forgery or alteration, please use the "Residence Card, etc. Reader Application."

STEP 01

在留カード等の名義人
本人の同意を得る
Obtain the cardholder's consent.



STEP 02

在留カード等番号を入力し、
又はカメラで読み取る
Enter the card number,
or scan it using the camera.



STEP 03

在留カード等を
読み取る
Scan the Residence Card, etc.



STEP 04

読み取った画像とカード券面の
記載内容を見比べて、相違ないか確認
Compare the scanned image with the
information printed on the card to
confirm there are no discrepancies.



ダウンロードはこちら ▶▶▶
Download here



Windows
/Mac版
Windows/Mac



iPhone版
iPhone



Android版
Android

注: 読取画面はイメージです。ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。住居地を管轄する地方入管で再交付申請をお願いします。
Note: The reader screen shown is for illustrative purposes only. If the IC chip cannot be read, the image cannot be displayed. Please apply for reissuance at the regional immigration services bureau with jurisdiction over your place of residence.

ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。
When using the application, you must obtain the cardholder's consent and have the card presented to you.

Q&A

Q1 新様式の在留カードとは何ですか。

What is a New Residence Card?

A1 2026年6月14日以降に交付される在留カードの
ことで、券面記載事項やデザインが変わります。
具体的には、現在在留カードに記載されている
「在留期間」「(1年)」「(3年)など」「許可の種類」
「許可年月日」「交付年月日」が記載されなくなります。
It refers to a Residence Card issued on or after June 14, 2026.
The information printed on the card and the design will change.
Specifically, the "period of stay" (e.g., "1 year," "3 years"),
"type of permit," and "date of issue" will no longer
be printed on the card.

Q2 今持っている在留カードはどうなりますか。 新様式の在留カードに交換しなければいけませんか。

What happens to my current Residence Card?
Do I have to exchange it for a new-format card?

A2 現在お持ちの在留カードは、券面に記載の
有効期間満了日まで有効ですので、
2026年6月14日以降も、引き続き有効なもの
としてお持ちいただけます。
Your current Residence Card remains valid until the expiration date
shown on the card. You can continue to use it as a valid card on
and after June 14, 2026.

Q3 永住者の在留カードの有効期間満了日は どう変わりますか。

How will the expiration date change for Residence Cards
held by permanent residents?

A3 現在、永住者の在留カードの有効期間満了日は、
交付の日から7年ですが、新様式の在留カードは
交付の日から10回目の誕生日(18歳未満の者に
ついては、5回目の誕生日)までとなります。
※ 特別永住者についても同様で、特別永住者証明書の有効期
満了日は交付後10回目の誕生日までとなります。

Currently, a permanent resident's Residence Card expires seven
years from the date of issue. Under the new format, it will be valid
until the cardholder's 10th birthday after the date of issue (or the
5th birthday for those under 18).
EN (Note): The same will apply to Special Permanent Resident
Certificates, which will be valid until the 10th birthday after issuance.

Q4 顔写真の表示はどう変わりますか。

How will the photo requirement change?

A4 現在、16歳以上の者の在留カードについて顔写真
が表示されていますが、新様式の在留カードは、
1歳以上の者について、顔写真が表示されること
となります。

Currently, photos appear on Residence Cards for holders aged
16 or older. Under the new format, a photo will appear for
holders aged 1 or older.

詳細については当庁ウェブサイトをご確認ください▶
For details, please visit our website.▶

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatsaiyu_00001.html



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

別表第 1
2 の表

技術・人文知識・国際業務

就労資格
基準の適用あり

Engineer/Specialist in Humanities/International Services

在留期間：5 年、3 年、1 年、3 月

本邦において行うことができる活動

- ▶ 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学、その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1 の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く）

具体的な活動内容

- ▶ ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事するもの
- ▶ 土木及び建築における研究開発・解析・構造設計に係る業務に従事するもの
- ▶ 取引レポート、損益データベース等の構築に係る業務に従事するもの
- ▶ 会社の海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事するもの
- ▶ 語学教師としての業務に従事するもの

別表第 1
2 の表

技術・人文知識・国際業務

就労資格
基準の適用あり

Engineer/Specialist in Humanities/International Services

在留期間：5 年、3 年、1 年、3 月

上陸基準省令

- ▶ 申請人が次のいずれにも該当していること（ただし、国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理にかかる業務に従事しようとする場合はこの限りでない）
 - 1. 「技術」「人文知識」申請人が次のいずれかに該当し、必要な技術又は知識を取得していること（ただし、IT告示で定める資格を有している場合を除く）
 - イ 当該技術若しくは知識に係る関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - 当該技術又は知識に係る関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）（※）
 - ハ 10 年以上の実務経験を有すること
- 2. 「国際業務」申請人が次のいずれにも該当していること
 - イ 翻訳、通訳、語学の指導、海外取引業務等その他これらに類似する業務に従事すること
 - 3 年以上の実務経験（大学を卒業した者が、通訳・翻訳等の業務に就く場合を除く）
- 3. 日本人と同額以上の報酬
- ※ 専門士又は高度専門士と称することができる者であること

経営・管理 Business Manager

就労資格
基準の適用あり

在留期間：5 年、3 年、1 年、6 月、4 月、3 月

本邦において行うことができる活動

- ▶ 本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（「法律・会計業務」の下欄に掲げる、資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く）

具体的な活動内容

- ▶ 本邦において事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- ▶ 本邦においてすでに営まれている事業に参画してその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
- ▶ 本邦において事業の経営を行っている者（法人を含む。）に代わってその経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動
 - ▶ 事業の経営→事業の運営に関する重要事項の決定、業務の執行等に従事する役員等
 - ▶ 事業の管理→事業の管理の業務に従事する部長、工場長、支店長等の管理者

経営・管理 Business Manager

就労資格
基準の適用あり

在留期間：5年、3年、1年、6月、4月、3月

上陸基準省令

(※R7年10月改正)

- ▶ 申請人が次のいずれにも該当していること
 - 1. 事業所が本邦に存在すること
 - 2. 事業の規模（次のいずれにも該当していること）
 - イ 経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤職員（活動資格の外国人を除く）が従事するもの
 - 資本金又は出資の総額が3,000万円以上
 - 3. 申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること
 - 4. 経歴・学歴（次のいずれかに該当すること）
 - イ 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
 - 事業の経営又は管理について三年以上の経験を有していること
 - 5. 【事業の管理に従事しようとする場合】日本人と同等額以上の報酬を受けること

在留期間：5年、3年、1年、3月

本邦において行うことができる活動

- ▶ 本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

具体的な活動内容

- ▶ 学校教育法上の小学校等や設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関に当たる施設において教育をする活動
- ▶ インターナショナル・スクールで教育をする活動
- ▶ 教育機関に所属する教師が、当該養育機関の指示により、一般企業等に派遣されて教育をする場合
- ▶ 学校法人の認可を受けた、外国の大学の日本分校に採用される場合
- ▶ ALT

上陸基準省令

1. 申請人が次のいずれにも該当していること（※）

イ 次のいずれかに該当していること

- ◆ 大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
- ◆ 行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと
- ◆ 行おうとする教育にかかる免許を有していること

□ 外国語の教育をしようとする場合は、当該外国語による 1 2 年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合は、教育機関において当該科目の教育について 5 年以上従事した実務経験を有していること

2. 日本人と同額以上の報酬

- ※ 各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合、又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合
- ※ ただし、インターナショナル・スクールにおいて教育をする活動に従事する場合はイのみ

高度専門職 1 号

在留期間：5 年

本邦において行うことができる活動

- ▶ 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準（高度専門職省令）に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの
 - イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動（高度学術研究活動）
 - 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動（高度専門・技術活動）
 - ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動（高度経営・管理活動）

高度専門職 1 号

在留期間：5 年

上陸基準省令

- ▶ 申請人が出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（高度専門職省令）第 1 条第 1 項に掲げる基準に適合することのほか、次の各号のいずれにも該当すること
 - 1. 次のいずれかに該当すること
 - イ 本邦において行おうとする活動が法別表第 1 の 1 の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当すること
 - ロ 本邦において行おうとする活動が法別表第 1 の 2 の表の経営・管理の項から技能の項までの下欄に掲げる活動のいずれかに該当し、かつ、この表の当該活動の項の下欄に掲げる基準に適合すること
 - 2. 本邦において行おうとする活動が我が国の産業及び国民生活に与える影響等の観点から相当でないと認める場合でないこと

別表第 1
2 の表

技能実習 Technical Intern Training

就労資格
基準の適用あり

在留期間：1号：1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
2号及び3号：2年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

- ▶ 開発途上国等の外国人を一定期間受け入れ、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）することを可能とし、当該外国人が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより、当該国等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度。「研修」の在留資格も技能実習と同一の趣旨・目的を持つ。
- ▶ 技能実習生は、実習実施者との雇用契約の締結の下に技能等を修得等することとなる。
- ▶ 技能実習生を受け入れる方式には、「企業単独型」と「団体監理型」の2つがある。
 - ・ 企業単独型
日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて実習を実施する方式
 - ・ 団体監理型
営利を目的としない監理団体による指導・監督を受けながら日本の企業等が実習を実施する方式

育成就労制度の概要（令和 7 年 1 2 月改訂）

令和 6 年 6 月 2 1 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和 9 年 4 月 1 日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での 3 年間の就労を通じて**特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3 年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

在留期間:

1号:1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

2号:3年、1年、6月

就労資格

上陸基準省令の適用あり

特定技能

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：321,740人（令和7年5月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：2,560人（令和7年5月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、（16分野）鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業

（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

特定技能1号のポイント

在留期間：1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で**上限5年まで**）

技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）

日本語能力水準：試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除）
※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり

家族の帯同：基本的に**認めない**

支援：受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新（**更新回数に制限なし**）

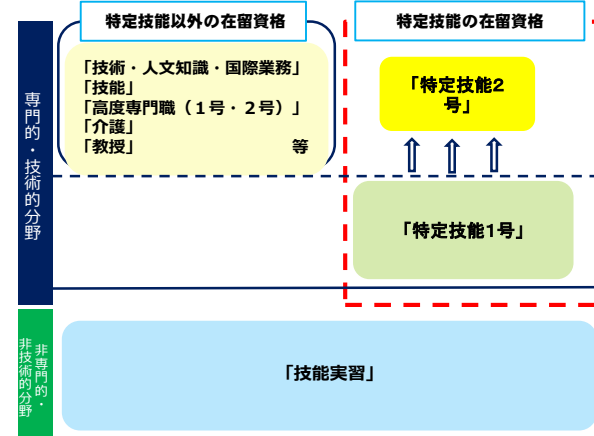
技能水準：試験等で確認

日本語能力水準：試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）

家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

支援：受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

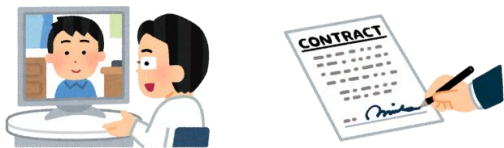
■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(14ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



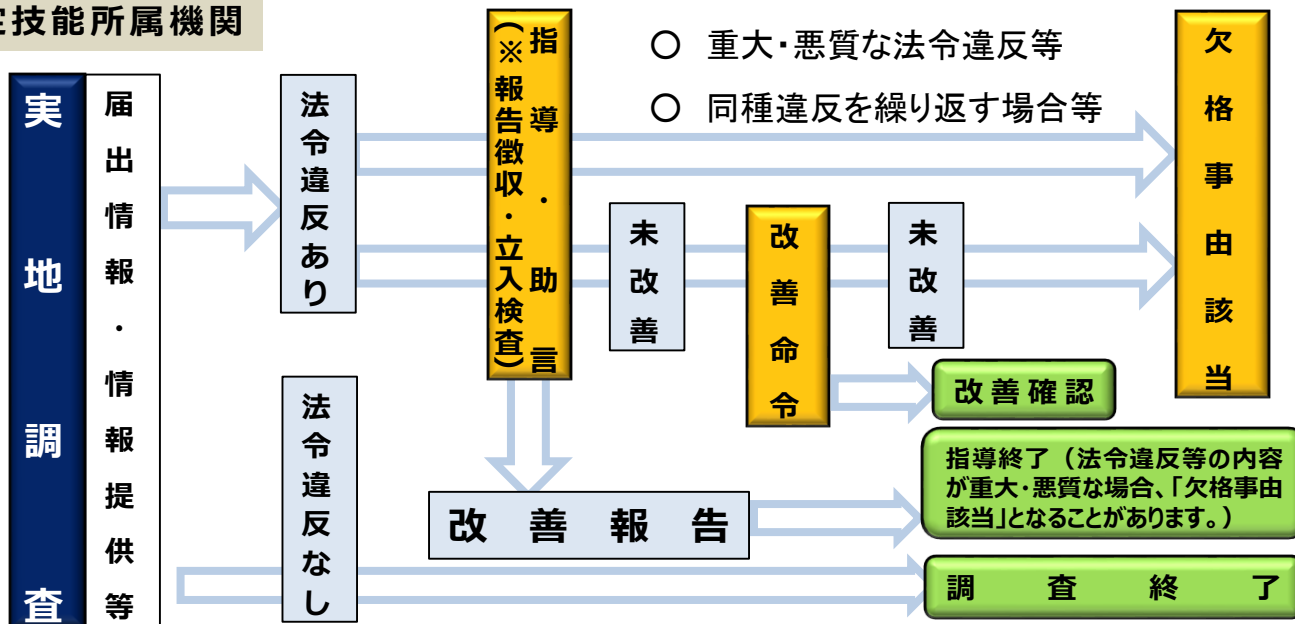
⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関



関係法令等

指導・助言

入管法第19条の19

報告徴収・立入検査

入管法第19条の20
※必要に応じて実施

改善命令

入管法第19条の21

欠格事由（該当）

特定技能基準省令において定める
受入れの基準（を満たしていない）

指導・助言

入管法第19条の31

報告又は資料の提出

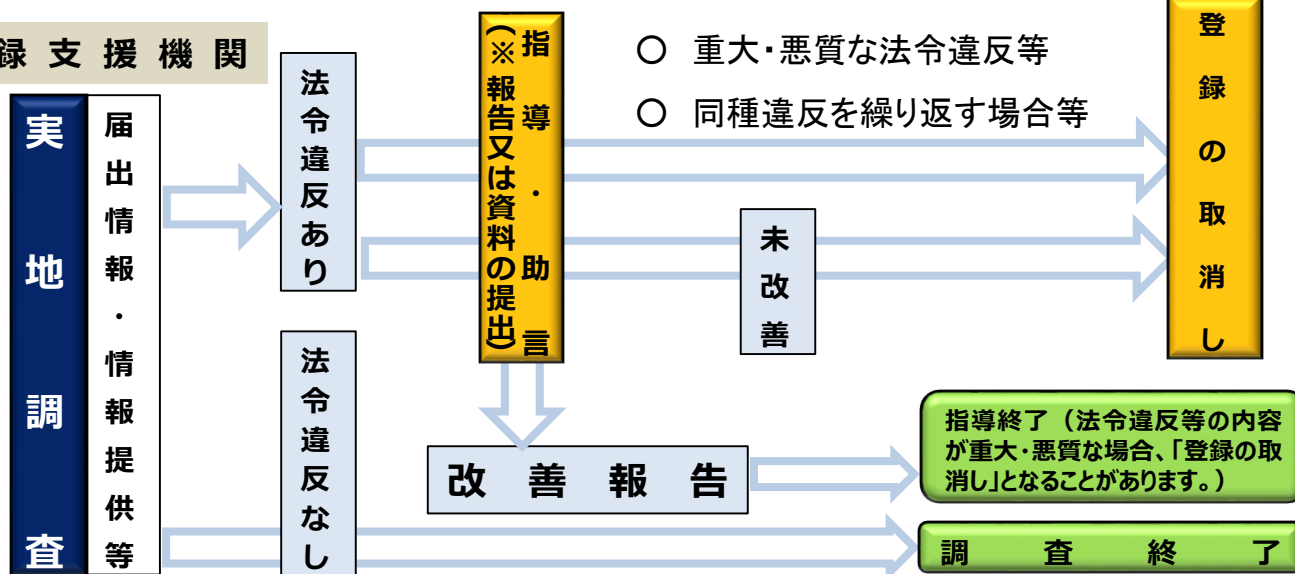
入管法第19条の34
※必要に応じて実施

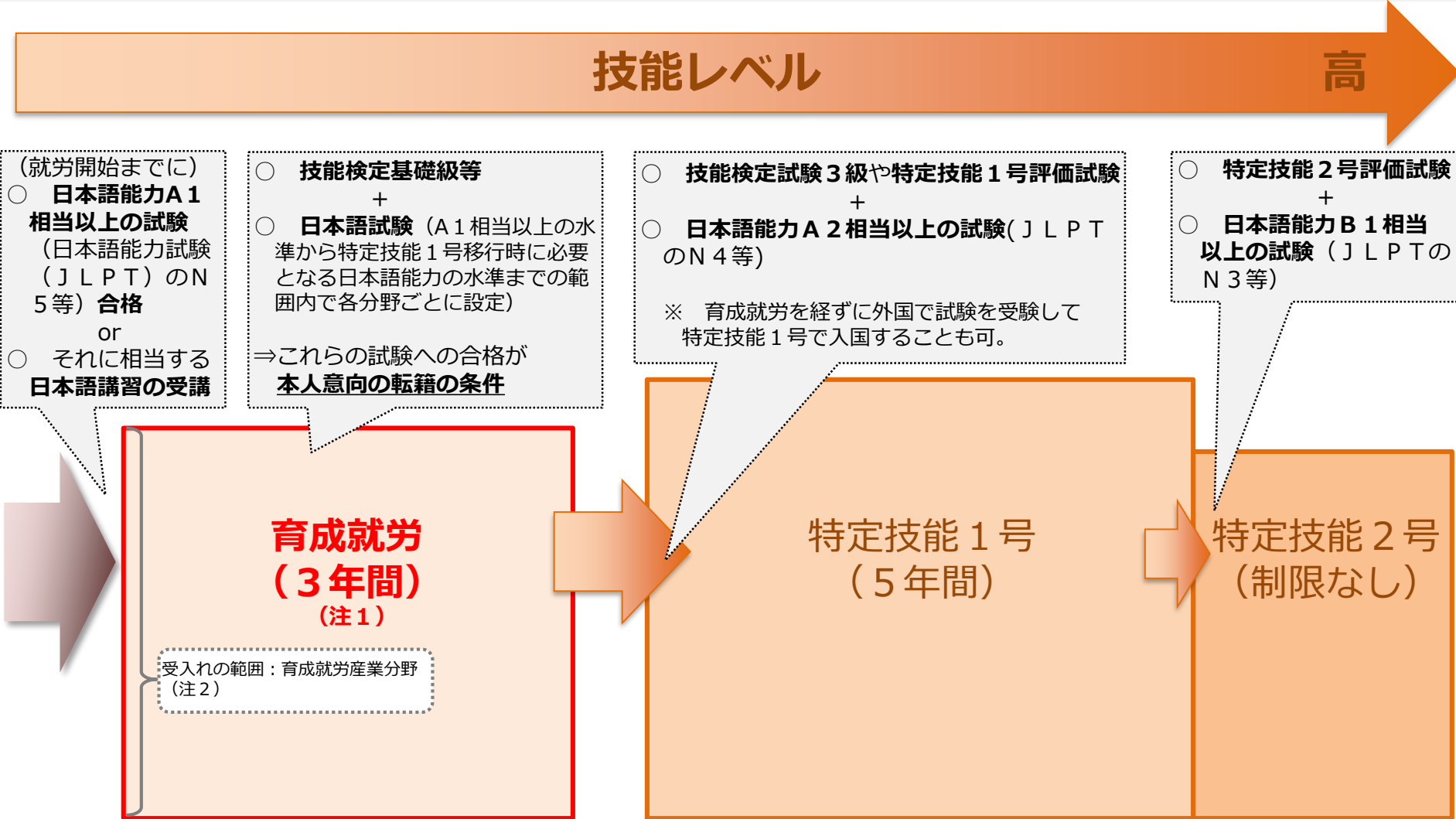
登録の取消し

入管法第19条の32
（取消事由）

- ・登録拒否事由に該当
- ・委託を受けた支援等を実施していない
- ・支援に必要な体制を有していない等

登録支援機関





(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

家族滞在 Dependent

基準の適用あり

在留期間：5 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について
指定する期間

本邦において行うことができる活動

- ▶ 別表 1、1 の表又は 2 の表の上欄の在留資格、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動（外交、公用及び技能実習を除く）

上陸基準省令

- ▶ 申請人が法別表第 1 の 1 の表もしくは 2 の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格（基準省令 1 号イ又はロに該当する者に限る）をもって在留する者の扶養を受けて在留すること

高等学校等卒業後に日本で就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

要件

定住者	特定活動
我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※ 中学校には夜間中学を含みます。	—
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ 高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有している必要があります。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※ 「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定(内定を含む。)していること ※ 当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

在留資格変更許可申請の際の提出資料

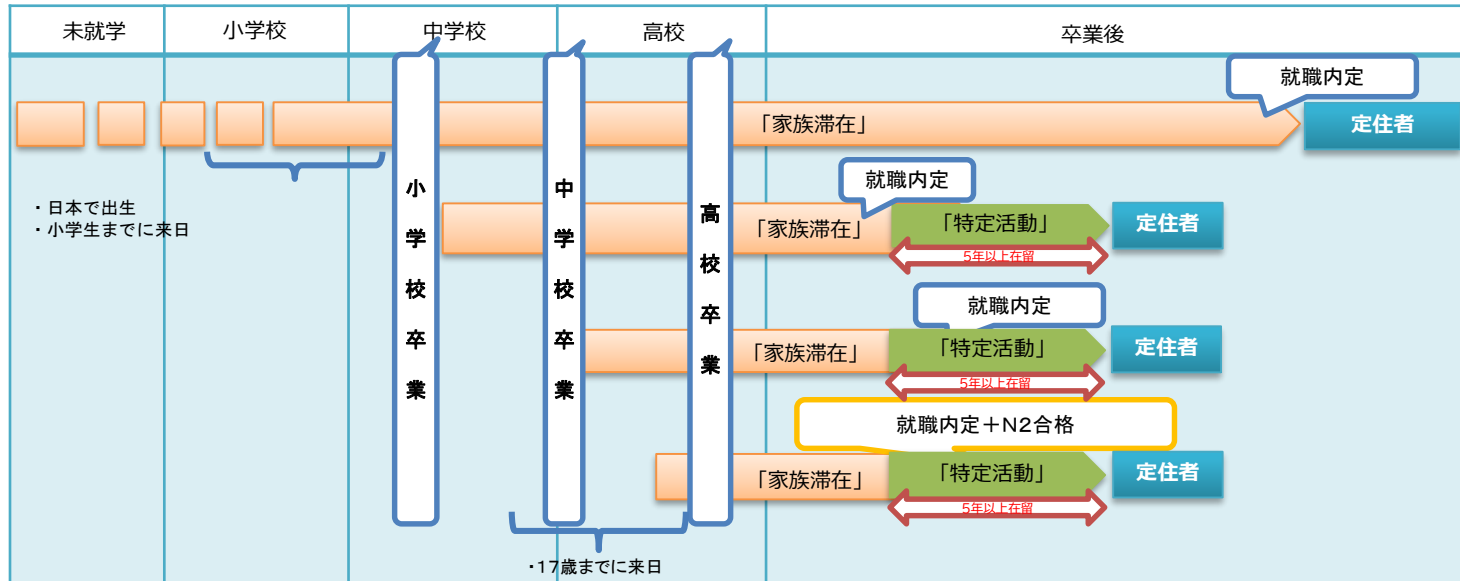
定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)	在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)	履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの)
我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)	我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの)
—	高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・ 日本語能力試験N2以上 ・ BJTビジネス日本語能力テスト400点以上
身元保証書	扶養者を保証人とする身元保証書
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類	
我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)	
住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。)	

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：17歳までに入国＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力N2} \end{array} \right\} + \text{就職内定} + \text{親（日本在留）の身元保証}$



注1 「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

注2 「特定活動」から「定住者」への変更許可要件は以下のとおり。

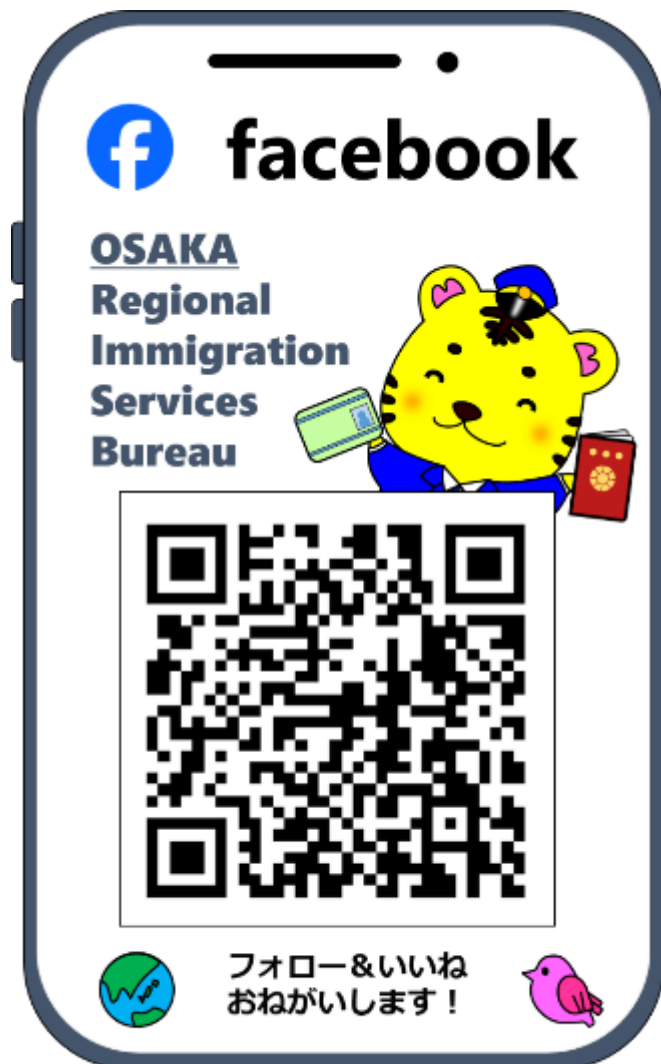
- ① 本邦の高等学校卒業以上の学歴を有すること
- ② 就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）により5年以上在留していること

※ 本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（4年次・5年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

- ③ 就職先が決定（内定を含む。）していること
- ④ 申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- ⑤ 申請人が入管法上の届出義務、公的義務を履行していること

Facebook

大阪入管では、facebookを使用し、日本に在留する外国人に役立つ情報を発信しています。



大阪出入国在留管理局

ご清聴ありがとうございました。

大阪出入国在留管理局 在留支援部門

